

事務連絡

平成15年3月28日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）障害者福祉担当者 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

市町村障害者生活支援事業等に係る平成15年度における
地方交付税措置等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

既にご案内のとおり、障害者（児）に対する相談等支援を行う「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」に係る国庫補助金については、平成15年度において一般財源化を図ることとし、地方特例交付金及び地方交付税により所要の財政措置が図られることとなったところであります。

今般、総務省自治財政局から、これらの相談等支援事業に係る地方交付税措置の内容について連絡があったところであり、取り急ぎ、その考え方について下記のとおり連絡いたします。

これらの相談等支援事業については、「全国厚生労働関係部局長会議」（平成15年1月21日開催）及び「全国障害保健福祉主管課長会議」（平成15年3月5日開催）において説明いたしましたとおり、支援費制度の施行に伴い、全ての市町村及び都道府県で取り組んでいただくことが必要となる重要な事業でありますので、各都道府県、指定都市、中核市においては、これらの事業に引き続き積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村に対する周知徹底をお願いいたします。

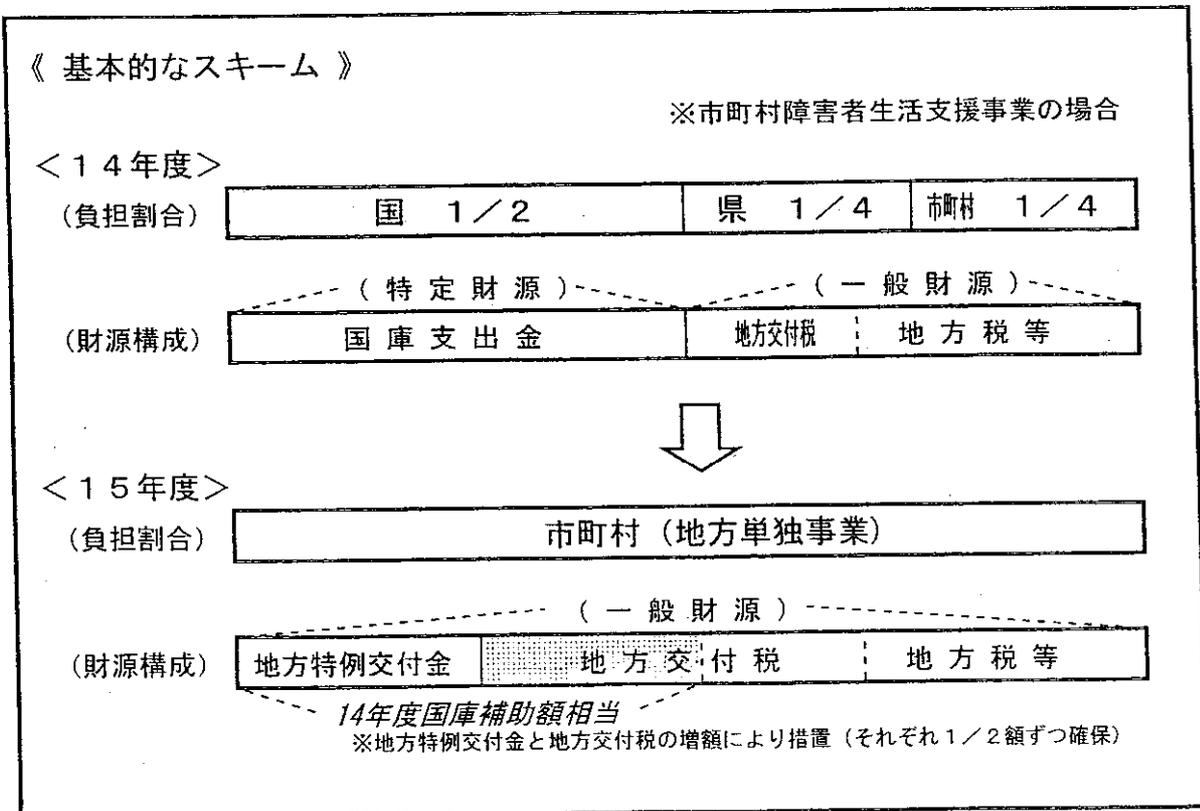
1 地方交付税措置の内容について

市町村障害者生活支援事業及び障害児（者）地域療育等支援事業の2事業については、平成15年度から国庫補助金が廃止されるが、引き続き地方で実施する必要があるため、所要額を地方の自主財源に委譲することとしたところである。これらの事業に係る所要の財源については、地方特例交付金及び地方交付税により従来の国庫支出金の半額ずつが措置されるほか、基準財政需要額に算入される予定である。

(1) 地方特例交付金及び地方交付税措置

これらの相談等支援事業に係る所要の財源は、平成14年度まで国庫補助事業として実施されてきたことから、特定財源（国庫支出金）1/2、地方団体の一般財源（地方税及び地方交付税等）1/2により手当されてきたところである。15年度においては、国庫補助事業は廃止されることから、特定財源（国庫支出金）はなくなるが、地方団体の一般財源として、地方特例交付金及び地方交付税により従来の国庫支出金の半額ずつが措置されることとなっている。

<イメージ>



(2) 基準財政需要額への算入

① 市町村障害者生活支援事業

本事業は、平成14年度まで実施主体を市町村とする国庫補助事業として実施してきたことから、地方交付税上、標準団体（人口10万人）の基準財政需要額に所要額を算定し、国庫補助制度における市町村の負担分（1/4分（いわゆる「補助うら」分））を地方交付税により措置していたところである。

15年度においては、本事業の実施に必要となる全額（10/10分）について基準財政需要額に算定される予定であり、一般財源所要額として、3,293千円を予定している。

これにより、一般財源については、従来どおりの事業実施を想定した財源手当がなされることとなる。

<イメージ>

【標準団体の場合】

平成14年度	平成15年度（案）
<p>【市町村分】</p> <p>歳出 <input type="text" value="3,173千円"/></p> <p>歳入 <input type="text" value="国1/2"/> <input type="text" value="県1/4"/> 2,380千円</p> <p>【一般財源】</p> <p>歳出－歳入＝ <input type="text" value="793千円"/></p>	<p>【市町村分】</p> <p>歳出 <input type="text" value="3,293千円"/></p> <p>歳入 <input type="text" value="→削除"/></p> <p>【一般財源】</p> <p>歳出－歳入＝ <input type="text" value="3,293千円"/></p>

② 障害児（者）地域療育等支援事業

本事業は、平成14年度まで実施主体を都道府県・指定都市・中核市とする国庫補助事業として実施してきたことから、地方交付税上、標準団体（人口170万人）の基準財政需要額に所要額を算定し、国庫補助制度における都道府県の負担分（1/2分（いわゆる「補助うら」分））を地方交付税により措置していたところである。

15年度においては、本事業の実施に必要となる全額（10/10分）について基準財政需要額に算定される予定であり、一般財源所要額として、93,741千円を予定している。

これにより、一般財源については、従来どおりの事業実施を想定した財源手当がなされることとなる。

平成14年度	平成15年度(案)
<p>【都道府県分】</p> <p>歳出 94,249千円</p> <p>歳入 国1/2 47,124千円</p> <p>【一般財源】</p> <p>歳出－歳入＝ 47,124千円</p>	<p>【都道府県分】</p> <p>歳出 93,741千円</p> <p>歳入 →削除</p> <p>【一般財源】</p> <p>歳出－歳入＝ 93,741千円</p>

2 一般財源化による事業の弾力的実施について

(1) 事業内容、実施方法

これらの相談等支援事業については、これまで国庫補助金の実施要綱に定める事業内容により事業を実施してきたところである。これにより、全国一定のサービス提供を確保するメリットがある一方で、地域や利用者のニーズにきめ細かな対応が困難となっているなどのデメリットがあったものと考えている。

相談等支援に対する需要は、地域における障害者の人数はもちろんのこと、地域におけるサービスの整備状況、その他の相談等支援機関等のサポート体制の整備状況等に応じてその需要は増減するものであり、本来、それに対応する相談等支援の内容等に地域差が生じることは自然であると考えます。

したがって、これまでは、実施要綱に定める全国画一的な相談等支援活動が行われてきたところであるが、今般の一般財源化により、実施主体において、地域の需要に応じて自主的に事業内容等を決定し、実施体制等についても実施主体の判断で必要となる体制を確保することが可能となる。

都道府県、市町村においては、利用者本位のきめ細かなサービス提供を行うことができるよう事業内容等に創意工夫をしていただき、弾力的な事業の展開を計画されることをお願いする。

なお、これらの事業の実施に要する財源については、地方特例交付金及び地方交付税が人口規模等の地域態様に依りて増減する仕組みであることから、地域の需要の大小（需要が人口に比例するならば）に合わせ所要の財源が確保されることとなる。

(例えば) 現行の市町村障害者生活支援事業の場合、相談等支援担当者2人を配置し事業を実施しているが、人口の多い市町村など、2人体制では不十分なことも考えられる。この場合、国庫補助は上限があり担当者を加配することは困難であるが、地方交付税の場合は、基本的には人口規模等に応じて増加する仕組みであることから、人口が多くて需要の多いところでは多くの財源措置がされるので、3人体制とするなど実施体制の充実を図ることが可能となる。

(2) 対象区域

2つの相談等支援事業は、これまで障害保健福祉圏域に概ね2か所を目標に整備してきたところであるが、このうち市町村障害者生活支援事業については、その多くが事業の効率性等の観点から複数の市町村域を含んだ広域をカバーする方法により実施されてきたところである。

一般財源化後においても、同様に、各市町村単位では需要が少ないなどの事情があるため、市町村の単独実施が困難となる場合があることが想定される。こうした場合には、引き続き広域実施を検討するなど、積極的な対応をお願いする。

なお、これらの事業の実施に要する財源については、各市町村単位では地方交付税措置額が十分ではない場合があるが、活動区域の市町村が応分の費用負担を行うことにより、円滑な事業実施を行い得るに足る財源が確保されることとなるので、事業への取組み方法の工夫をお願いするとともに、都道府県においては、市町村が連携し事業を実施できるよう市町村間の連絡調整をお願いする。

(例えば) 人口が標準団体を下回る市町村など、人口の少ない市町村においては、市町村が単独で実施することが困難な場合があるが、現行市町村障害者生活支援事業が行う複数市町村の広域実施と同様の仕組みを取ることで、財源措置が図られ実施が可能となる。

3 今後の地方交付税措置等について

これらの相談等支援事業に係る平成15年度の地方交付税措置については、前述のとおりであるが、これらの事業の一層の推進を図るため、今後は、地方交付税措置額の増額を総務省自治財政局に対して毎年度要望してまいりたい所存である。

については、本事業の実施団体が増加することにより、地方交付税による財源措置の増加に繋がることから、都道府県、市町村における相談等支援事業に対する積極的な取組みをお願いしたい。

なお、「全国障害保健福祉主管課長会議」において連絡したとおり、15年度以降の都道府県、市町村におけるこれらの事業に係る取組みについて、報告していただくことを予定しており、その様式は別途お示しすることとしている。